#  <br>  

編集•発行／高松市•塩江町合併協議会事務局

4号
2004年 6月発行


ごみ処理施設

## ごみ処理施設

| •施設規模 | $300 \mathrm{t} / 24 \mathrm{~h}$ |
| :--- | :--- |
| $\cdot$ •炉形式 | 連続式流動床炉型 |
|  | ガスス化溶融方式 |

## 廃棄物再生利用施設

- 破砕 35 t ／日（ 5 h ）
- 選別 $35 \mathrm{t} /$ 日（ 5 h ）

南部広域クリーンセンターが完成！



管理棟・エコホタル

高松市•塩江町などで構成する高松地区広域市町村圏振興事務組合の設置する「南部広域クリーンセンター」が，塩江町安原下に完成しました。

この施設は，万全の環境対策のもとにごみ処理を行う「ごみ処理施設」，ごみの中から再生可能な資源を選別し回収する「廃棄物再生利用施設」，楽しみながら環境問題について学べる「管理棟・エコホタル」の 3 つの施設で構成され，高松市•塩江町•香南町の一般廃棄物を処理します。

合併協議会の第8回会議から第10回会議が開催 され，合併後の塩江町地域における「水道料金」，
「保育料」などの取扱いが確認されました。
また，「塩江病院」については，診療内容や運営形態など，現行どおり高松市に引き継ぐことが確認されました。

## 目 次

－第 8 回会議の概要2

－第 9 回会議の概要
2

- 第10回会議の概要••．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 3
- 合併後，こうなります！
国民健康保険事業5
水道料金 ..... 6
保育料 ..... 7
－合併協定項目の協議状況 ..... 8
－お知らせ ..... 8

| な 協ま | 号 提 |
| :---: | :---: |
| り議でま | たま案お議協 |
| ましがた | でさ り案議 |
| 提 | がれ決 第 事 |
| た。意 案 協 | 原た定13 項 |
| 思 さ 議 | 案協さ号 |
| 集れ第 | ど議れ |
| 約｀16 | お第｀第 |
| を次号 | り12 第 14 |
| 図回か | 確号 7 号 |
| るのら | 認か回が |
| こ 会 第 | さら 会 |
| と 議 19 | れ 第議原 |
| とで号 | ま15 で案 |









NこU可那萿」 YIII上IIL









|  | $\lambda$ |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  <br> 温咩路楽 |  <br>  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| （ |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| － 04 |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 㢟入く |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| NこUா |  |
|  |  |
|  |  |
|  | －へ楽 |




条
例
規
則
等
の
㠷
䄲
に
っ
い



塩
務
区
財
産
区
び
上
西
区

」こコாン苾罗Ө删椤 （릆ㅆ․




## 『新しいまちづくりを考える住民笸談会』を開催しました！

合併協議会では，現在，合併後の市のマスタープランとなる「建設計画」の策定作業を進 めています。この「建設計画」や今後の合併協議に，住民の皆さんの御意見等を反映させる ため，2月28日と29日の両日，塩江町で，『新しいまちづくりを考える住民懇談会』を3回開催しました。
懇談会では，現在の塩江町地域の課題や問題点，また，合併により＂どのようなま ちになればよいか＂など，ハード・ソフト両面で，住民の皆さん相互に活発な意見交換が行われました。
なお，懇談会で出された御意見•御要望等は，第9回会議資料として，合併協議会事務局や高松市役所，塩江町役場で閲覧で きます。また，合併協議会のホームページ にも掲載していますので，ぜひ，御覧くだ さい。


## 合費䝩，こうなります！

合併協議会では，現在，高松市と塩江町の住民サービスの水準や住民負担の調整な ど，両市町の合併に関する様々な協議を進めています。

ここでは，第8回会議から第10回会議で確認された事項のうち，特に住民の皆さん に関係の深い事項について，ピックアップしてお知らせします。

## －合併後の権江时地域の「国民健康保険事業」は，こうなります！

第8回会議において，「合併年度は現行どおりとし，合併年度の翌年度から高松市の制度に統一 する」ことが確認されました。

このことに伴い，両市町が本年度中に合併した場合，平成17年度から，塩江町地域の国民健康保険事業は，次のとおりとなります。

| 国民健康保険料（税）の比較 |  |  | 合併後は こうなります！ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 率及び限度額等 |  | 高松市 | 塩江町 |
| $\begin{aligned} & \text { 医 } \\ & \text { 療 } \\ & \text { 給 } \\ & \text { 付 } \\ & \text { 費 } \end{aligned}$ | 所得割 | 7．0／100 | 8．0／100 |
|  | 資産割 | 26．9／100 | 40．0／100 |
|  | 均等割 | 29，100円 | 23，000円 |
|  | 平等割 | 24，200円 | 28，000円 |
| 介護納付金分 | 所得割 | 1．5／100 | 1．55／100 |
|  | 資産割 | 5．9／100 | 10．0／100 |
|  | 均等割 | 7，000円 | 7，200円 |
|  | 平等割 | 4，300円 | 4，200円 |
| 出産育児一時金 |  | 300，000円 | 300，000円 |
| 葬祭費 |  | 50，000円 | 30，000円 |
| $\begin{aligned} & \text { 人 } \\ & \text { 間 } \\ & \text { ッ } \\ & \text { ク } \end{aligned}$ | 助成内容 | 人間ドック及び脳ドック | $\begin{aligned} & \text { 人間ドック } \\ & \text { のみ } \end{aligned}$ |
|  | 助成額 | 25，000円 | 25，000円 |
|  | 対象者 | - 満40歳以上 <br> - 国保 1 年以上継続加入 <br> －納期到来分の保険料を完納 | －満35歳以上 |

《料（税）率は，平成16年度》

## －国民健康保険料（税）の比較

（一例／平成16年度の算定方法により試算）
○夫婦（介護保険第 2 号被保険者）と子供 2 人で，世帯主（介護保険第2号被保険者）の前年（平成15年）所得：200万円平成16年度固定資産税額：5万円の場合は，年間で5，800円安くなります。

| 年間で5，800円安くなります。 |  | （単位：円） |  |
| :---: | ---: | ---: | :---: |
|  | 高松市 | 塩江町 | 差額 |
| 医療給付費分 | 270,900 | 273,600 | $\triangle 2,700$ |
| 介護納付金分 | 46,300 | 49,400 | $\triangle 3,100$ |
| 合 計 | 317,200 | 323,000 | $\triangle 5,800$ |


| ○夫婦（介護保険第2号被保険者以外）で，世帯主の前年（平成15年）所得：120万円平成16年度固定資産税額：5万円の場合は，年間で6，900円安くなります。 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 高松市 | 塩江町 | 差額 |
| 医療給付費分のみ | 156，700 | 163，600 | $\triangle 6,900$ |

※ 両市町では，別途，所得状況に応じて，軽減制度が あります。

## 合併後の塩江町地域の「水道料金」はこうなります！

第9回会議において，合併後の水道料金は，「高松市の制度に統一する」こと が確認されました。

このことに伴い，塩江町地域の水道料金は，約 $91 \%$ の世帯が該当する「メー ターロ径 13 mm （家庭用）•平均使用水量 $15 \mathrm{~m}^{3}$／月」の場合， 1 ヶ月で 1,260 円
（年間 15,120 円）安くなります。また，営業用等を含む全体の平均では，1ヶ月 で1，866円（年間22，392円）安くなります。
なお，現在，塩江町地域の水道料金は，検針•請求ともに月 1 回ですが，合併後は，隔月で検針し，2ヶ月に1度の請求となります。
－水道料金（月額）の比較表（※印は，塩江町の平均使用水量）

## 家庭用

| 家廷用 | － |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{aligned} & \hline \text { 1ヶ月の } \\ & \text { 使用水量 ( } \mathrm{m}^{3} \text { ) } \end{aligned}$ | 高松市（円） | 塩江町（円） | 差 額（円） |
| メーターロ径 <br> 13 mm の場合 | 0 | 1，050 | 2，257 | $\triangle 1,207$ |
|  | 10 | 1，470 | 2，257 | $\triangle 787$ |
|  | ※ 15 | 2，152 | 3，412 | $\triangle 1,260$ |
|  | 20 | 2，835 | 4，567 | $\triangle 1,732$ |
|  | 30 | 4，935 | 6，877 | $\triangle 1,942$ |
|  | 50 | 9，135 | 11，497 | $\triangle 2,362$ |
| メーターロ径 <br> 20 mm の場合 | 0 | 2，100 | 2，331 | $\triangle 231$ |
|  | 10 | 2，520 | 2，331 | 189 |
|  | ※ 16 | 3，339 | 3，717 | $\triangle 378$ |
|  | 20 | 3，885 | 4，641 | $\triangle 756$ |
|  | 30 | 5，985 | 6，951 | $\triangle 966$ |
|  | 50 | 10，185 | 11，571 | $\triangle 1,386$ |

## 営業用

| 吕少用 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{aligned} & \hline \text { 1ヶ月の } \\ & \text { 使用水量 (m³) } \end{aligned}$ | 高松市 (円) | 塩江町（円） | 差 額（円） |
| $\begin{aligned} & \text { メーターロ径 } \\ & \text { 13mmの場合 } \end{aligned}$ | 0 | 1，050 | 2，467 | $\triangle 1,417$ |
|  | 10 | 1，470 | 2，467 | $\triangle 997$ |
|  | 20 | 2，835 | 5，302 | $\triangle 2,467$ |
|  | ※ 24 | 3，675 | 6，436 | $\triangle 2,761$ |
|  | 30 | 4，935 | 8，137 | $\triangle 3,202$ |
|  | 50 | 9，135 | 13，807 | $\triangle 4,672$ |
| メーターロ径 <br> 20 mm の場合 | 0 | 2，100 | 2，541 | $\triangle 441$ |
|  | 10 | 2，520 | 2，541 | $\triangle 21$ |
|  | 50 | 10，185 | 13，881 | $\triangle 3,696$ |
|  | ※ 61 | 12，495 | 16，999 | $\triangle 4,504$ |
|  | 100 | 20，685 | 28，056 | $\triangle 7,371$ |
|  | 200 | 45，885 | 59，556 | $\triangle 13,671$ |
| メーターロ径 <br> 50 mm の場合 | 1，000 | 262，185 | 312，480 | $\triangle 50,295$ |
|  | ※ 1，275 | 332，430 | 399，105 | $\triangle 66,675$ |
|  | 2，000 | 514，185 | 627，480 | $\triangle 113,295$ |
|  | 5，000 | 1，270，185 | 1，572，480 | $\triangle 302,295$ |

## 合併後の塩江町地域の「保育料」はこうなります！

第10回会議において，合併後の塩江町地域の保育料の取扱いが確認されました。
現在，塩江町では，若者の定住を促進する観点等から，高松市に比べ低額な保育料が適用されて います。

この保育料の調整に当たり，合併協議会では，当初，4年度間の経過措置を設けることが提案さ れましたが，委員から，両市町の保育料には相当の差があり，経過措置の期間をさらに延長すべき との意見があったことから，再度，協議した結果，経過措置の期間を 1 年間延長し， 5 年度間とす る修正案が確認されました。
－保育料の調整イメージ（平成16年度中に合併した場合）


## －現在の高松市と塩江町の保育料

○ 3 歳未満児で 1 人が保育所に入所している場合（生活保護世帯を除く）
高松市 $\Rightarrow 7$ ，000円／月～53，000円／月
塩江町 $\Rightarrow 2,350$ 円／月～27，120円／月
○ 3 歳児で 1 人が保育所に入所している場合（生活保護世帯を除く）
高松市 $\Rightarrow 5$ ，000円／月～34，000円／月
塩江町 $\Rightarrow$ 1，690円／月～26，680円／月

○4歳以上児で 1 人が保育所に入所している場合（生活保護世帯を除く）
高松市 $\Rightarrow 5$ ，000円／月～29，000円／月
塩江町 $\Rightarrow 4$ 歳児 $1,690 円 /$ 月～26，680円／月
5 歳児 1，690円／月～15，000円／月
※ 左記の保育料は，同一世帯で 1 人 が保育所に入所している場合の月額保育料で，両市町では，別途，同一世帯から 2 人以上の児童が入所して いる場合や母子世帯等については，保育料を減額しています。

## 「防犯灯設置等補助制度」は？

合併後の塩江町地域の防犯灯設置等補助制度は，現在，塩江町では補助対象となっていない白熱防犯灯から蛍光防犯灯 への切替工事，防犯灯の移設•補修工事などについても補助の対象となります。

## （ $-0^{2}$ <br> 合併協定項目の協議状況をお知らせします

合併協議会では，昨年6月1日に設置されて以来，これまでに10回の会議を開催し，合併協定項目について協議を進めてい ます。これまでの協議状況は，次のとおりです。
なお，合併協定項目の内容や協議結果などの詳細は，合併協議会のホームページに掲載していますので，ぜひ，アクセスし てみてください。

| 合併協定項目 |  |  | 提 案 | 協議状況 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 基本的な協議事項 |  |  |  |
|  | 1 | 合併の方式 | 第2回 | 第2回確認 |
|  | 2 | 合併の期日 | 第2回 | 第2回確認 |
|  | 3 | 市の名称 | 第2回 | 第2回確認 |
|  | 4 | 市の事務所の位置 | 第2回 | 第2回確認 |
|  | 5 | 財産の取扱い | 第9回 | 第10回確認 |
| 2 | 合併特例法に定める協議事項 |  |  |  |
|  | 6 | 地域審議会の取扱い |  |  |
|  | 7 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い |  |  |
|  | 8 | 農業委員会の委梖の定数及ひ任期の取扱い |  |  |
|  | 9 | 地方税の取扱い | 第5回 | 第6回確認 |
|  | 10 | 一般職の職員の身分の取扱い |  |  |
| 3 | その他協議事項 |  |  |  |
|  | 11 | 町名•字名の取扱い | 第4回 | 第5回確認 |
|  | 12 | 慣行の取扱い | 第4回 | 第5回確認 |
|  | 13 | 事務組織及び機構の取扱い |  |  |
|  | 14 | 条例•規則等の取扱い | 第9回 | 第10回確認 |
|  | 15 | 特別職の職員の身分の取扱い | 第4回 | 第5回確認 |
|  | 16 | 一部事務組合等の取扱い |  |  |
|  | 17 | 附属機関等の取扱い | 第10回 | 継続協議 |
|  | 18 | 公共的団体等の取扱い | 第10回 | 継続協議 |
|  | 19 | 消防団の取扱い | 第7回 | 第8回確認 |
|  | 20 | 使用料•手数料等の取扱い | 第10回 | 継続協議 |
|  | 21 | 各種団体への補助金•交付金等の取扱い | 第10回 | 継続協議 |
|  | 22 | 国民健康保険事業の取扱い | 第7回 | 第8回確認 |
|  | 23 | 介護保険事業の取扱い |  |  |
|  | 24 | 各種事務事業の取扱い |  |  |
|  |  | 1 都市提携 | 第6回 | 第7回確認 |
|  |  | 2 電算システム事業 | 第6回 | 第7回確認 |
|  |  | 3 広聴広報事業 | 第6回 | 第7回確認 |
|  |  | 4 人権啓発事業 | 第8回 | 第9回確認 |
|  |  | 5 コミュニティ施策 | 第7回 | 第8回確認 |
|  |  | 6 障害者福祉事業 |  |  |
|  |  | 7 高齢者福祉事業 |  |  |
|  |  | 8 生活保護事業 | 第8回 | 第9回確認 |
|  |  | 9 児童福祉事業 | 第9回 | 第10回確認 |
|  |  | 10 その他の福祉事業 |  |  |
|  |  | 11 保健衛生事業 |  |  |
|  |  | 12 病院事業 | 第9回 | 第10回確認 |
|  |  | 13 環境対策事業 |  |  |
|  |  | 14 商工•観光関係事業 |  |  |
|  |  | 15 農林水産関係事業 |  |  |



## ■合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付し，傍聴証をお渡しします。傍聴の定員は50名以内。

## ■会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所，塩江町役場で会議資料や会議録を御覧いただけるほか，ホームペー ジでも御覧いただけます。

## 緛侸爷行

高松市•塩江町合併協議会事務局
〒760－8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6 F
TEL（087）839－2121 FAX（087）839－2125
URL http：／／www．takamatsu－shionoe．jp
E－mail ：t8046＠city．takamatsu．lg．jp

## 御意見をお待ちしています！

合併についての御意見，御質問がございましたら，合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

